

第3回

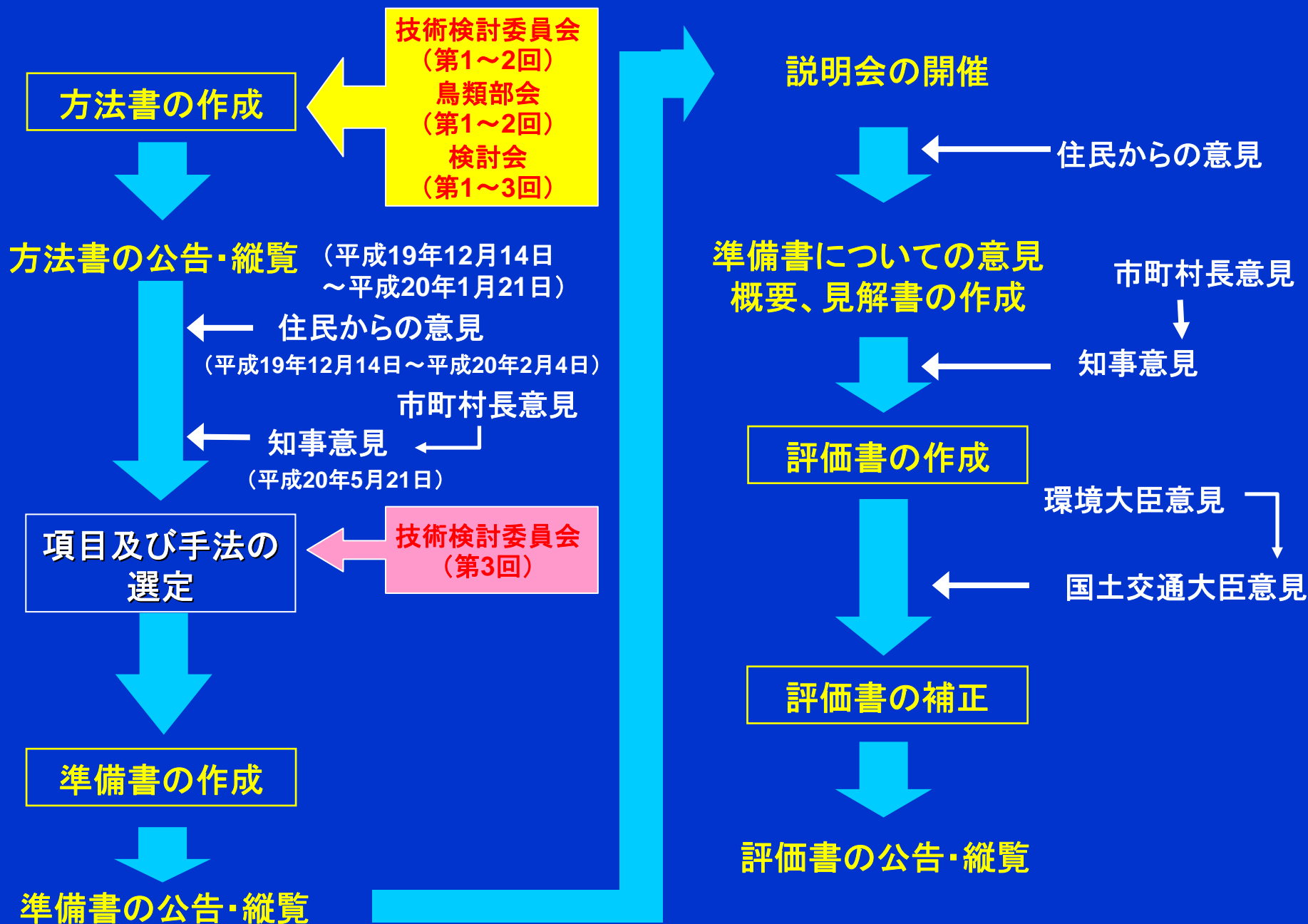
足羽川ダム建設事業 環境影響評価技術検討委員会

平成20年7月3日

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

1. 環境影響評価の流れ

1.1 環境影響評価手続きの流れ



2. 方法書に対する意見及び事業者の 考え方(案)の概要

2.1 知事意見

| 項 目 | 意見の数 |
|---------------------------|------|
| (1) 環境影響評価の実施に係る総括的事項について | 2 |
| (2) 環境影響評価の項目等について | 7 |
| (3) 調査、予測及び評価の手法について | 9 |
| (4) 環境影響評価準備書の作成について | 5 |
| 合 計 | 23 |

(1) 環境影響評価の実施に係る統括的事項(1/2)

意見:

全国的に例がない洪水調節専用のダムに関する計画であることから、環境影響評価の実施にあたっては、環境のみならず事業特性に精通した専門家からの意見を求めること。 【県知事意見1-1】

考え方(案):

流水型ダムに精通した専門家を含む学識者14名よりなる技術検討委員会を設置し、委員の助言を受けながら環境影響について検討を行っています。

(1) 環境影響評価の実施に係る統括的事項(2/2)

意見:

供用前の試験湛水は、生態系への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、環境保全措置の検討に当たっては、その影響が最大限回避・低減されるよう実施方法について十分に検討すること。

【県知事意見1-2】

考え方(案):

試験湛水による動植物及び生態系への影響について予測を行います。その結果、環境影響が無い、または影響の程度が極めて小さい場合以外には、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減できるよう、環境保全措置を検討します。

(2) 環境影響評価の項目等(1/5)

意見:

事業実施区域周辺には、旧鉱山が存在し、地盤に自然由来の重金属等の有害物質が含有するおそれがあることから適切に項目を選定すること。

【県知事意見2-3】

考え方(案):

文献資料により、事業実施区域周辺における鉱山等の分布は確認していますが、現時点の事業者の現地調査では、事業実施区域内には鉱山跡地は確認していません。また、水質調査でも健康項目の全てで定量下限値未満、もしくは検出されていません。なお、工事段階において土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合には、法令に基づき適切に対応します。

(2) 環境影響評価の項目等(2/5)

意見:

洪水時の貯水が長期にわたる場合には、水温及び富栄養化等に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。

【県知事意見2-4】

考え方(案):

足羽川ダム供用後における洪水時の貯水は、最大でも3日程度と短期間であることから、供用時の水温及び富栄養化等については予測・評価の対象としていません。

(2) 環境影響評価の項目等(3/5)

意見:

ダムの堤体の下流では、地下水を利用しており、ダム堤体の存在及び試験湛水により地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。 【県知事意見2-5】

考え方(案):

ダム供用後は、洪水時以外はこれまでと同様に河川水をそのまま下流へ流す運用となります。試験湛水中においても全量を貯留することではなく、下流河川に必要な流量を放流します。このため、予測・評価の対象とはしていません。

(2) 環境影響評価の項目等(4/5)

意見:

導水施設が温見断層を横断する計画となっていることから、温見断層を重要な地形・地質として、現地調査を行うとともに、導水施設の建設工事による影響についても予測・評価を行うこと。 【県知事意見2-6①】

考え方(案):

「省令」に基づき実施する重要な地形及び地質の予測・評価では、保全することが必要な希少性のあるものや学術上重要なもの等を対象としています。自然的状況の調査範囲において、温見断層は重要な地形及び地質の選定基準である文献等に記載されていないことから、予測及び評価の対象とはしていません。

(2) 環境影響評価の項目等(5/5)

意見:

導水施設が温見断層を横断する計画となっていることから、温見断層形成時に封じ込められた地下水は、溶存酸素量が少ないおそれがあるため、その影響について調査・予測・評価の対象とすること。

【県知事意見2-6②】

考え方(案):

工事の実施、並びに存在及び供用時には、地下水質のモニタリングを実施する計画です。その際、溶存酸素量が少ない地下水が確認された場合には、必要に応じて適切に対処します。

(3) 調査、予測及び評価の手法(1/5)

意見:

平成16年福井豪雨により、事業実施区域およびその周辺は大きな影響を受けていることから、予測および評価に当たっては、福井豪雨の影響を十分に踏まえて、適切な時期および手法を採用すること。

【県知事意見3-1】

考え方(案):

福井豪雨による影響を考慮し、福井豪雨の前後に実施した調査結果を踏まえて、予測・評価を行います。

(3) 調査、予測及び評価の手法(2/5)

意見:

I期工事完成後の暫定運用段階とII期工事完成後の運用段階で予測の前提条件が大きく変化するおそれがあるため、暫定運用期間が長期にわたる場合には、予測の時期に暫定運用段階を含めること。

【県知事意見3-2】

考え方(案):

I期工事完成後の暫定運用段階よりも、II期工事完成後の方が改変区域が広いこと、また、I期工事に関わるものは、すべてII期工事完成後の影響範囲内に含まれることから、予測対象の時期はII期工事完成後としています。

(3) 調査、予測及び評価の手法(3/5)

意見:

動植物・生態系の調査時期については、調査対象種の生態等を十分考慮すること。

特に季節変化に伴い移動や発生を繰り返す鳥類や昆虫類は、2週間間隔で確認される生物種が変化するため、調査時期に配慮すること。

【県知事意見3-5①】

見解:

調査時期については、対象種等の生態の特性を踏まえて、適切かつ効果的に把握できる調査時期等としています。

(3) 調査、予測及び評価の手法(4/5)

意見:

稀少猛禽類については、生息状況を網羅できる調査定点を設定するとともに、通年の調査を実施すること。

特に事業実施区域内に生息する可能性が高いクマタカについては、営巣地の特定など、生態の調査を十分行い、その結果を基に予測・評価を行うこと。

【県知事意見3-5②】

考え方(案):

調査地点、調査時期については、対象種等の生態の特性を踏まえて、適切かつ効果的に把握できる調査時期等としています。

また、十分な生態の調査結果に基づいて予測・評価を行います。

(3) 調査、予測及び評価の手法(5/5)

意見:

流況の変化に特に影響を受けやすい攪乱依存型の重要な種(タコノアシ等)については、必要に応じて天神橋下流も調査範囲に含めること。また、影響の程度が著しい場合には予測・評価の対象とすること。

【県知事意見3-5③】

考え方(案):

小規模な出水において、流水の調節を行わないため、天神橋下流において攪乱依存型の重要な種の主要な生育地である低水敷付近は、これまでと同様に攪乱を受けるとなり、影響の程度が著しいものとなる可能性はほとんどないと考えられることから、調査範囲は天神橋地点までと考えます。

(4) 環境影響評価準備書の作成(1/1)

意見:

河川に係る水質、動植物及び生態系の対象地域を天神橋までとした理由について、具体的に明らかとすること。
【県知事意見4-1】

考え方(案):

天神橋地点下流では福井市街地の汚濁負荷の影響や日野川との合流による影響が支配的となっていると考えられるため、ダムの影響を適切に評価する対象地域として、天神橋地点までを選定しています。

2.2 住民意見

| 項目 | | 意見の数 |
|---------------------------------|-----------------|------|
| 対象事業の目的及び内容 | | 1 |
| 対象事業実施区域及びその周囲の概況 | | 11 |
| 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 | 環境影響評価の項目 | 11 |
| | 大気環境 | 7 |
| | 水環境 | 5 |
| | 土壌に係る環境その他の環境 | 1 |
| | 動物・植物・生態系 | 3 |
| | 景観 | 1 |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 1 |
| | 廃棄物等 | 2 |
| | すべての項目に共通 | 1 |
| その他の意見 | | 1 |
| 合計 | | 45 |

(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況(1/1)

意見:

持越地点での水素イオン濃度が、12回環境基準を上回っている原因を明らかにした上で、環境影響評価を実施願いたい。 【住民意見4】

考え方(案):

環境影響評価は、足羽川ダム建設事業に伴う環境影響を予測・評価するものです。

持越のpH(水素イオン濃度)は、167回観測中12回のみのものであり、この程度の超過は水質的な変動による自然現象の一部と考えています。

なお、環境影響評価は、環境基本法で定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られるかどうかを検討します。

(2) 環境影響評価の項目(1/4)

意見:

池田町では、地下水を飲料水に利用するほか、断層付近の湧出水が、ミネラルウォーターや地酒の源水になっているほか、導水路近辺では温泉が湧出していることから、調査項目を「地下水の水位」だけでなく、「地下水の水位、水質及び水量」に改めるようお願いしたい。

【住民意見14】

考え方(案):

地下水位は、地下水量の変化の目安になると考えられることから、地下水位を予測・評価項目としています。工事中の排水は、原則地下に浸透しないようにして濁水処理施設で処理し、河川に放流することから、地下水質への影響については問題ないと考えられます。

(2) 環境影響評価の項目(2/4)

意見:

外来植物の侵入や外来魚の移入が予想されることから、環境影響評価の項目の生態系の環境要素の区分として「生態系に影響を与えるおそれのある動植物の侵入・繁殖」を追加願いたい。 【住民意見15】

考え方(案):

外来植物の侵入や外来魚等の移入は、その形態が様々であり、ダム事業としての影響の把握は困難であると考えられます。

(2) 環境影響評価の項目(3/4)

意見:

「暮らす住民の生活権」への影響を評価すべきであることから、環境影響評価の環境要素の区分に「生活環境の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素」を追加し、その詳細項目として「防災」「交通安全」及び「農業生産」を追加願いたい。

【住民意見18～19】

考え方(案):

環境影響評価項目については、足羽川ダム建設事業の事業特性と地域特性を踏まえ、適切に選定しました。

(2) 環境影響評価の項目(4/4)

意見:

環境影響評価において、1)人文的要素の項目、2)工事用車両による通行車両の増加等による直接的な危険、3)心理的なストレス、4)地区住民の生活環境、5)住環境、6)コミュニティ、7)池田町内における地区の立場、8)地域経済の推移と変化についても予測・評価すべきである。【住民意見20～23】

考え方(案):

環境影響評価項目については、足羽川ダム建設事業の事業特性と地域特性を踏まえ、適切に選定しました。なお、工事用車両については、交通法規を遵守し安全運転を徹底します。また、その他のご意見につきましては、関係機関にお伝えします。

(3) 水環境(1/2)

意見:

水環境における水質の中で、部子川におけるダムから下流の、豪雨時とダム放水時を合わせた濁水流下期間について予測・評価すべきである。【住民意見31】

考え方(案):

水環境の影響予測評価では、ご指摘の豪雨時かつダム放流時についても予測・評価を行います。

(3) 水環境(2/2)

意見:

水質については、治水型穴あきダムは、中小洪水をも溜め込み、河道の自浄作用が小さくなると見込まれることから、これらを含めた環境影響評価を実施すべきである。
【住民意見32】

考え方(案):

足羽川ダムの事業特性を考慮して、適切に予測・評価を行います。

(4) 動物・植物・生態系(1/1)

意見:

県民から見てもっと理解しやすくする数値化などが必要である。例えば、クマタカであれば、ダム工事をしない場合のケースを負荷「0」とし、「その場で繁殖できなくなる」事態を「100」として、工事がどの程度、クマタカの生存に負荷を与えるかが数値化されてわかるようにする。 【住民意見38】

考え方(案):

準備書の内容については、「省令」に基づき作成するとともに、その内容については、図表や平易な表現を用いることなどにより、できる限りわかりやすくなるよう配慮します。更に、要約書を作成するなど内容がよりわかりやすくなるように努めます。

(5) 廃棄物等(1/1)

意見:

部子川流域には、鉱山があった歴史を有し、岩盤中に金属系の物質が含まれている可能性が高いことから、掘削工事により発生する岩砕類に重金属類が含まれているかどうかを調査する方法と、有害物質が発見された場合の対応方法を記載願いたい。【住民意見43】

考え方(案):

文献資料により、事業実施区域周辺における鉱山等の分布は確認していますが、現時点の事業者の現地調査では、事業実施区域内には鉱山跡地は確認していません。また、水質調査でも健康項目の全てで定量下限値未満、もしくは検出されていません。なお、工事段階において土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合には、法令に基づき適切に対応します。

3. 「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」について

3.1 環境影響評価の項目(2/2)

| | | 工事の実施 | | | | | 土地又は工作物の存在及び供用 | | | | | | |
|-----------------|------------------------|------------------|------------------|---------------------------------------|-------------------------|------------------|------------------------|------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------|-------------------------------|-------------------------|
| | | ダム の堤体 の工事 | 原石 の採取 の工事 | 施工 設備及 び工事 用道路 の設置 の工事 | 建設 発生土 の処理 の工事 | 道路 の付替 の工事 | 導水 施設の 建設の 工事 | ダム の堤体 の存在 | 原石 山の跡 地の存 在 | 建設 発生土 処理場 の跡地 の存在 | 道路 の存在 | ダム の供用 及び貯 水池の 存在 | 導水 施設の 存在及 び供用 |
| 土壌に係る環境その他の環境 | 地形及び地質 | | | | | | | | | | | | ○ |
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 植物 | 重要な種及び群落 | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 景観 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | | | | | | | | | | | | ○ |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 廃棄物等 | 建設工事に伴う副産物 | | | ○ | | | | | | | | | |

⇒「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」
 について、方法書からの変更はありません。

4. 今後の予定について

4.1 環境影響評価手続きの流れ(今後の予定)

